



平成 19 年 12 月 25 日

各 位

会社名 株式会社ツカモトコーポレーション
代表者名 代表取締役社長 瀬川 健次
コード番号 (コード番号 8025 東証第一部)
問い合わせ先 常務取締役 三宅 紀行
TEL 03-3279-1310

会社名 市 田 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 古結 俊博
コード番号 (コード番号 8019 東証第一部)
問い合わせ先 取締役管理本部長
兼 経営企画室長 岸上 晃久
TEL 03-3863-9476

株式会社ツカモトコーポレーションと市田株式会社の株式交換による経営統合 ならびに 公開買付けの実施に関するお知らせ

株式会社ツカモトコーポレーション（コード番号 8025 東証第一部、以下「ツカモト」といいます。）と市田株式会社（コード番号 8019 東証第一部、以下「市田」といいます。）は、本日開催の両社の取締役会を経て、ツカモトによる市田株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）の成立を条件として、ツカモトを株式交換完全親会社、市田を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行う旨の経営統合（以下「本経営統合」といいます。）に関する覚書を締結いたしました。

なお、ツカモトは、本日開催の取締役会において、市田の特定の大株主のご賛同のもと、この経営統合を円滑に実現するために本公開買付けを実施することを決議し、市田は本日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

I. 経営統合の目的

(1) 経営統合の目的

ツカモトは、創業以来続く「きもの」を中核とした和装事業の他、ユニフォームやアパレル等を取扱う洋装事業、陳列用器具の賃貸業、建物の賃貸業、健康機器の取扱いを主とするその他事業を営む企業グループです。

市田は、伝統工芸作家（人間国宝等）やブランドきものなど、物づくりができる総合卸として存在する和装事業の他、ホームファニッシング事業や宝飾事業等を営む企業です。

ツカモト及び市田の中核事業の一つである和装事業は、和装市場の縮小傾向長期化から、生産・流通・販売の各段階での事業基盤が脆弱となりつつあります。このような状況を踏まえ、今回の経営統合は、両社の強みと課題を把握し、両社の有する経営資源やノウハウを提供しあいながら、本経営統合による相乗効果を追求してゆくことにより、両社の企業価値を高めることを目的としております。

「きもの」という和の伝統文化の継承のためには、生産者が安定して生産活動を行い、販売者が継続して「きもの」の良さを消費者に伝えていくことが必要であると考えており、歴史的に和装卸は、産地・メーカーと販売店・消費者をつなぐ仲介者として、業界の重要な役割を担ってまいりました。その和装卸の弱体化は、担うべき本来の機能の低下に繋がり、業界全体の一層の縮小と衰退を招く危険性があり、和装業界の安定と正常化、活性化のために、強力なリーダーシップを発揮し得る和装卸の存在が求められております。

このような状況の中で、ツカモトと物づくりができる総合卸である市田が経営統合することは、業界シェアの増加により存在感が高まる一方、両社の商品開発力の強化と共通の取引先に対し共同販促をしていくことが可能となり、両社の販売力の強化が図られます。また物流やシステム等のインフラを両社で効率化することにより相当の合理化が実現できるなど大きなメリットのある相乗効果が期待できます。さらに、両社の保有資産の有効活用を図ることも可能となります。そこでこのような大きな統合効果により企業価値の増大が可能であると確信し、本経営統合を行うことを決定いたしました。

なお、本経営統合前の市田における施策については、迅速な業績向上のため棚卸資産の適正化、事業規模に応じた適正人員への調整等の施策を実行していく予定です。また、本経営統合後の市田における施策については、両社で円滑かつ迅速な融合が図れるよう、ツカモトから若干の役員を市田に派遣する予定ですが、当面市田のメンバーが中心となり、自主自立による会社運営を継続しつつ、その間相互に交流を図り、コーポレートガバナンスの一層の強化を図ります。2年以内を目処として、インフラを含め統合準備が整えばツカモトの和装事業を営む子会社でありますツカモト株式会社と市田の合併も視野に検討し、成長するためのより強力な体制を築くことを企図しております。

また、本経営統合について、市田の筆頭株主であるフェニックス・キャピタル株式会社（市田TK口）、第3位株主であるフェニックス・キャピタル株式会社（市田PC口）及び第2位株主であるジャパン・リカバリー・ファンド（上記大株主保有株式合計 14,744,798 株、対発行済株式総数 46.41%）（以下「特定大株主」と総称します。）から、本経営統合に賛同する旨の表明を両社が受領しております。

本公開買付けは、市田株式について最大で 16,202,000 株（市田の発行済株式総数の 51.0%）を 57 円で買付けることとしております。従いまして、応募超過の場合は後述のいわゆる「あん分比例の方式」により買付ける株数を決定することとなります。本公開買付け成立後、平成 20 年 2 月 28 日開催の臨時株主総会において本経営統合について両社の株主の皆様にご承認いただくべく議案を上程する予定です。この臨時株主総会で議決権を行使できる株主を確定するための基準日は平成 20 年 1 月 10 日となりますが、この時点では本公開買付けは終了しておりません（本公開買付け期間最終日は平成 20 年 2 月 7 日）。前述の市田の特定大株主（保有株式合計 14,744,798 株、対発行済株式総数 46.41%）はこの臨時株主総会における議決権を保有しておりますが、前述のとおり賛成票を投じる予定です。

本株式交換における株式交換比率は市田の普通株式 1 株（一単元の株式数 500 株）に対してツカモトの普通株式 0.5 株（一単元の株式数 1,000 株）の割合をもって割当交付することとしておりま

す。本株式交換が行われた場合には、市田の普通株式はツカモトの普通株式と交換され、ツカモトの普通株式1株以上を割当てられた市田の株主は、ツカモトの株主となります。但し、ツカモトの割当株式が1株未満の端数の場合は法令の規定に従い、ツカモトの普通株式を売却したうえでその端数に応じて当該売却代金を分配することとなります。

(2) 公平性を担保するための措置

ツカモトは、本公開買付けの買付価格の公正性を確保するため、第三者鑑定人であるみらいコンサルティング株式会社より、対象者の株式価値評価に関する算定書を平成19年12月21日に取得しております。なお、買付価格については、平成19年10月中旬から特定大株主と交渉・協議を行い、この株式評価を参考にして決定したものです。

また、株式交換比率の公正性を確保するため、本株式交換の実施を決定するにあたり、第三者機関であるみらいコンサルティング株式会社に株式交換比率に係る算定を求め、その算定結果を参考として両社で交渉・協議を行い、その結果合意された株式交換比率により本株式交換を行うこととしました。

一方、市田は、株式交換比率の公正性を確保するため、本株式交換の実施を決定するにあたり、ツカモトとは別途第三者機関であるPwCアドバイザリー株式会社に株式交換比率に係る算定を求め、その算定結果を参考として両社で交渉・協議を行い、その結果合意された株式交換比率により本株式交換を行うこととしました。

(3) 利益相反を回避するための措置

ツカモトは、本公開買付け並びに本株式交換の決定プロセスおよび決定において、利益相反を回避するための特段の措置を講じておりません。なお、市田の役員を兼任しているツカモトの役職員はおりません。

一方、市田は、本公開買付け並びに本株式交換の決定プロセスおよび決定において、市田の取締役である珍部千裕氏は、本公開買付けに応募することに同意しているフェニックス・キャピタル株式会社より派遣されていることに鑑み、今回の取締役会決議には参加しておりません。なお、ツカモトの役員を兼任している市田の役職員はおりません。また、本株式交換につき、両社の全ての監査役は同意しております。

(4) 上場廃止となる見込みと上場廃止を目的とする理由及び代替処置の検討状況

市田の普通株式は、現在、東京証券取引所市場第一部に上場しております。本公開買付けは買付けを行う株券等の数に上限を設けているため、本公開買付けが成立した場合も、市田の普通株式はしばらく上場が維持される見込みです。しかしながら、本株式交換による経営統合が上記臨時株主総会で承認された場合は、東京証券取引所の有価証券上場規程に従い、所定の手続きを経て平成20年3月26日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は東京証券取引所において市田の普通株式を取引することはできません。

ツカモトは、本株式交換の対価であるツカモトの普通株式が東京証券取引所に上場していることから、市田の株主の皆様のうち、市田の普通株式を2,000株以上保有している株主の皆様に対しては本株式交換後も引き続きツカモトの普通株式として流動性を提供できるものと考えております。市田の普通株式を2,000株未満で保有している株主の皆様は、ツカモトの普通株式の単元株式数である1,000株に満たない株式が割り当てられます。従いまして、ツカモトは、単元未満株式の取り扱いについて、平成20年2月28日開催予定のツカモトの臨時株主総会にて単元株式の買増請求制度導入のために「定款の一部変更の件」を付議する予定となっております。

II. 公開買付けの実施について

1. 公開買付けの概要

ツカモトが実施する市田株式の公開買付けの概要は以下の通りです。なお、当事会社の概要については「IV. 当事会社の概要」をご参照ください。

(1) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成 20 年 1 月 10 日（木曜日）から平成 20 年 2 月 7 日（木曜日）まで（20 営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

金融商品取引法（以下、「法」といいます。）第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から買付け等の期間（以下、「公開買付期間」といいます。）の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は 30 営業日、平成 20 年 2 月 22 日（金曜日）までとなります。

(2) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき 金 57 円

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

本公開買付けの買付価格である 1 株当たり 57 円は、対象者の特定大株主と交渉・協議を行い、第三者算定人であるみらいコンサルティング株式会社による対象者の株式価値評価を参考にして、決定したものです。

みらいコンサルティング株式会社は、市場株価平均法、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー方式（以下「DCF 方式」といいます。）、および修正簿価純資産価額方式に基づき当該株式価値評価を行いました。

- A) 市場株価平均法では、対象者の評価基準日を平成 19 年 12 月 21 日として、株価及び取引量を勘案のうえ、評価基準日を含む 5 営業日の終値の平均および対象者の中間決算発表日の翌営業日（平成 19 年 11 月 26 日）から評価基準日までの終値の平均で株式価値を評価し、1 株当たりの株式価値を 95 円～105 円と算定いたしました。
- B) DCF 方式では、対象者が将来獲得することを期待されるキャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価し、1 株当たりの株式価値を 20 円～41 円と算定いたしました。
- C) 修正簿価純資産価額方式では、対象者の平成 19 年 9 月 30 日現在における連結貸借対照表の資産および負債につき、その帳簿価額を基準としつつ、爾後の不動産売却による影響等を勘案した合理的な修正を行い、その資産と負債の差額である純資産価額で評価し、1 株当たりの株式価値を 61 円と算定いたしました。

公開買付者は、対象者が上場会社であることから、市場株価平均法による算定結果を尊重しつつも、DCF 方式および修正簿価純資産価額方式の算定結果との間に相当の乖離があることに鑑み、①フェニックス・キャピタル株式会社は、対象者の私的整理・再生計画における財務スポンサーの立場を終えることから、今回の公開買付け及び経営統合にあたって、経営権移転のプレミアムを同社が取得することは必ずしも妥当と考えていないこと、②経営統合後の資本政策ないしは円滑な経営統合の推進にあたり、可能な限り低いコストで同社の保有する対象者の株式を消却することが望ましいと判断したこと、③ 同社の保有する対象者株式数は、その流動性に比べ過大であり、一括して売却することによる株価への影響を考え

れば流動性ディスカウント要因が存在すること、などを勘案したうえ、交渉・協議を行い、最終的に 57 円を適正な買付価格であると判断いたしました。なお、当該買付価格は、対象者株式の東京証券取引所における平成 19 年 12 月 21 日までの過去 3 ヶ月間の終値の平均値 114 円に対して 50%のディスカウントを行った金額になります。

② 算定の経緯

公開買付者は、対象者との間で、経営統合により両社が創造しうる相乗効果と今後の事業展開について平成 19 年 10 月から協議を行い、検討を重ねてまいりました。かかる協議・検討の結果、公開買付者が対象者を完全子会社化し、対象者が公開買付者グループの一員となることが、両社の企業価値向上および今後の事業展開の拡大に資するものとの結論に至りました。

公開買付者は、本公開買付けの買付価格を決定するに当たって、第三者鑑定人であるみらいコンサルティング株式会社より、対象者の株式価値評価に関する算定書を平成 19 年 12 月 21 日に取得しております。

なお、買付価格については、平成 19 年 10 月中旬から特定大株主と交渉・協議を行い、この株式評価を参考にして決定したものです。

みらいコンサルティング株式会社は、対象者については市場株価平均法、DCF 方式および修正簿価純資産価額方式に基づき当該株式価値評価を行いました。

- A) 市場株価平均法では、対象者の評価基準日を平成 19 年 12 月 21 日として、株価及び取引量を勘案のうえ、評価基準日を含む 5 営業日の終値の平均および対象者の中間決算発表日の翌営業日（平成 19 年 11 月 26 日）から評価基準日までの終値の平均で株式価値を評価し、1 株当たりの株式価値を 95 円～105 円と算定いたしました。
- B) DCF 方式では、対象者が将来獲得することを期待されるキャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価し、1 株当たりの株式価値を 20 円～41 円と算定いたしました。
- C) 修正簿価純資産価額方式では、対象者の平成 19 年 9 月 30 日現在における連結貸借対照表の資産および負債につき、その帳簿価額を基準としつつ、爾後の不動産売却による影響等を勘案した合理的な修正を行い、その資産と負債の差額である純資産価額で評価し、1 株当たりの株式価値を 61 円と算定いたしました。

公開買付者は、対象者が上場会社であることから、市場株価平均法による算定結果を尊重しつつも、DCF 方式および修正簿価純資産価額方式の算定結果との間に相当の乖離があることに鑑み、①フェニックス・キャピタル株式会社は、対象者の私的整理・再生計画における財務スポンサーの立場を終えることから、今回の経営統合にあたって、同社が経営権移転のプレミアムを取得することは、必ずしも妥当と考えていないこと、②経営統合後の資本政策ないしは円滑な経営統合の推進にあたり、可能な限り低いコストで同社の保有する対象者の株式を消却することが望ましいと判断したこと、③ 同社が保有する対象者株式数は、その流動性に比べ過大であり、一括して売却することによる株価への影響を考えれば流動性ディスカウント要因が存在すること、などを勘案した結果、平成 19 年 12 月 25 日開催の取締役会において、本公開買付けにおける買付価格を 1 株当たり 57 円と決定することにいたしました。

なお、本公開買付け後に予定されている、公開買付者と対象者との株式交換においては、株式交換比率が 1 : 0.5 と合意されており、当該比率を公開買付者の現時点における市場株価に乗じた株価水準は、上記算定による買付価格との間で相当の乖離を生じております。このような乖離に関し、株式交換比率は公開買付者と対象者との株式価値を様々な観点から比較対照し算定した結果であることから、公開買付者の市場株価に株式交換比率を乗じた株価水準と買付価格とを単純に比較対照することが必ずしも妥当と言えないと考えられるものの、以下のような根拠に基づき、このような乖離についても合理的なものと考えております。

公開買付者は、対象者の株式価値の算定において、みらいコンサルティング株式会社の株式価値の算定結果および株式交換比率の算定結果を勘案すると、対象者の市場株価とDCF方式・純資産方式による算定株価との間には相当の乖離があるため、同社の市場株価はその株式価値を適正に反映したものとは必ずしも言えないものと考えました。これらの算定結果を総合的に勘案すれば、対象者の適正な株式価値は1株当たり50円前後から80円前後のレンジにあるものと判断することが可能と思われま。このような考え方を前提としつつ、株式交換比率の算定にあたっては、①経営統合メリットや相乗効果など対象者の株式価値にプラスとなる要因の考慮、②経営支配権取得の際における一般的なプレミアムの勘案、③株式交換においては一般株主・少数株主の経済的利害に与える影響に対して十分な配慮が重要と思われることから、市場株価に対する依存ないしは信頼・期待を軽視し得ないこと、④経営統合を円滑に実現し、統合効果を早期に達成するためには何らかの資本政策上の配慮が求められること、⑤市場株価から著しく乖離することによって反対株主による過大な買取請求リスクの発生を避ける必要があることなどを勘案したことから、結果として、想定される株式価値レンジの上限に近い水準での合意にいたったものであります。他方、本公開買付けにおける買付価格の算定にあたっては、前述したような事情・経緯を背景として、株式交換比率の決定根拠とは異なる別途の根拠・判断により、想定される株式価値レンジの下限に近い水準での決定となったものであります。

③ 算定機関との関係

みらいコンサルティング株式会社は、公開買付者の関連当事者には該当いたしません。

(4) 買付予定の株券等の数

株式に換算した 買付予定数	株式に換算した 買付予定の下限	株式に換算した 買付予定の上限
16,202,000 (株)	14,744,000 (株)	16,202,000 (株)

(注1) 応募株券等の総数が「株式に換算した買付予定の下限」(14,744,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。

(注2) 応募株券等の総数が「株式に換算した買付予定の上限」(16,202,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注3) 単元未満株式については、本公開買付けの対象としておりません。

(注4) 対象者が保有する自己株式については、本公開買付けを通じて取得する予定はありません。

(5) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における 公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	30 個	(買付け等前における 株券等所有割合 0.05%)
買付け等前における 特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等前における 株券等所有割合 0%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	32,404 個	(買付け等後における 株券等所有割合 52.42%)
対象者の総株主の議決権の数	61,818 個	

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、「株式に換算した買付予定数」(16,202,000株)に係る議決権の数です。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の第90期中半期報告書(平成19年12月20日提出)に記載された平成19年9月30日現在の総株主の議決権の数です。

(注3) 「株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(6) 買付代金

923,514,000円

(注) 買付代金は、「株式に換算した買付予定数」(16,202,000株)に1株当たりの買付価格を乗じた金額を記載しています。

(7) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
三菱UFJ証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号

② 決済の開始日

平成20年2月18日(月曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等に関する通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等の指定した場所へ送金します。

④ 株券等の返還方法

下記「(8) その他買付け等の条件及び方法」の「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等を買付けないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、応募株主等の指示により、決済の開始日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、応募株主等への交付若しくは応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所への郵送により返還するか、又は、当該株券等が応募の時点において公開買付代理人(若しくは公開買付代理人を通じて株式会社証券保管振替機構)により保管されていた場合は、応募が行われた時の保管の状態に戻します。

(8) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が「株式に換算した買付予定の下限」(14,744,000株)に満たないときは、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が株式に換算した買付予定の上限」(16,202,000株)を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付けを行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付等に係る受渡しその他の決済を行います。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元(500株)未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が「株式に換算した買付予定の上限」に満たない場合は、「株式に換算した買付予定の上限」以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元の応募株券等の買付けを行います。ただし、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと「株式に換算した買付予定の上限」を超えることとなる場合には、「株式に換算した買付予定の上限」を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付けを行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が「株式に換算した買付予定の上限」を超える場合は、「株式に換算した買付予定の上限」を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元減少させるものとし、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると「株式に換算した買付予定の上限」を下回ることとなる場合には、「株式に換

算した買付予定の上限」を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主等を決定します。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（以下、「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第 3 号イ乃至チ並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（以下、「府令」といいます。）第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合には、府令第 19 条第 1 項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載いたします。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をされる場合は、公開買付期間末日の 16 時 00 分までに、公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込の受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下、「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の 16 時 00 分までに到達することを条件とします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、保管した応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第 27 条の 6 第 1 項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

この場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

公開買付者が訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるもの

ではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付け届出書又は関連する買付け書類は米国内において若しくは米国内に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等(外国人株主の場合は常任代理人)は公開買付け代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付け応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付け応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者でないこと(当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

(9) 公開買付け開始公告日
平成 20 年 1 月 10 日 (木曜日)

(10) 公開買付け代理人
三菱UFJ証券株式会社

2. その他

(1) 公開買付け者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

本公開買付けについて、対象者の取締役会から、これに賛同する旨の決議を得ております。なお、かかる決議の行われた取締役会には、社外監査役を含む監査役全員が出席し、いずれの監査役も、対象者取締役会が本公開買付けに賛同することに賛成する旨の意見を述べております。

また、公開買付け者と対象者は、平成 19 年 12 月 25 日付で、大要以下の内容の経営統合覚書を締結しております。

- ①両社の経営統合にあたり、本公開買付け(買付け価格:対象者の普通株式 1 株につき 57 円)を実施し、本公開買付け及び本株式交換(株式交換比率:公開買付け者の普通株式 1 株に対して、対象者の普通株式 0.50 株)によって公開買付け者が対象者を完全子会社化する。ただし、本株式交換が実現しない特段の事情の生じた場合には、代替手法を両社にて別途協議する。
- ②両社は経営統合後に以下の事項を実現できるよう、相互に最大限努力するものとする。
 - ・両社協調して商品開発力の強化を図り、付加価値の高い商品を確保すること
 - ・両社連携して共通の取引先に対して、顧客満足度を向上させ販売力強化を図ること
 - ・オペレーション等インフラの統合によりコスト削減を行うこと
 - ・両社保有資産の有効活用を図ること
- ③対象者は経営統合前に、在庫適正化を含む財務改善や人員の適正化を骨子とした経営改善計画を策定し、統合が実施するまでに実現するものとする。

- ④公開買付者は経営統合後、対象者に若干の役員を派遣するものとする。
- ⑤公開買付者は経営統合後2年以内を目処として、和装事業を営む子会社であるツカモト株式会社と対象者との合併をも視野に入れながら、インフラを含めた統合準備を進めるものとする。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

(特定の大株主による応募)

本公開買付けについては、対象者の筆頭株主フェニックス・キャピタル株式会社（市田 TK 口）、第3位株主であるフェニックス・キャピタル株式会社（市田 P C 口）及び第2位株主であるジャパン・リカバリー・ファンドから、その保有する全株式（14,744,798 株、46.41%）について、本公開買付けに応募する旨同意をいただいております。

(株式交換による経営統合について)

公開買付けによって買付けが行われた後、公開買付者と対象者は株式交換の方法により経営統合を行う予定です。（詳細は後述「Ⅲ. 株式交換の実施について」をご参照ください。）

(上場廃止の可能性について)

本公開買付けが成立した場合も、市田の普通株式はしばらく上場が維持されますが、本株式交換による経営統合が上記臨時株主総会で承認された場合は、市田の普通株式は平成 20 年 3 月 26 日をもって上場廃止となる予定です。

Ⅲ. 株式交換の実施について

(1) 株式交換の日程

ツカモトの普通株式を1株以上割当てられる市田の株主は、本株式交換の効力発生日である平成 20 年 4 月 1 日に、ツカモトの株主となる予定です。但し、最終的な株式交換比率は、平成 20 年 1 月 8 日の株式交換契約締結時に決定される予定です。

また、経営統合に関する覚書締結から、現在予定している対象者の完全子会社化までのスケジュールは以下のとおりです。

平成 19 年 12 月 25 日（火）	経営統合覚書承認決議取締役会（両社）
平成 19 年 12 月 25 日（火）	経営統合覚書締結
平成 20 年 12 月 26 日（水）	臨時株主総会基準日公告（両社）
平成 20 年 1 月 8 日（火）	株式交換契約承認決議取締役会（両社）
平成 20 年 1 月 8 日（火）	株式交換契約の締結
平成 20 年 1 月 10 日（木）	臨時株主総会のための株主確定基準日（両社）
平成 20 年 2 月 28 日（木）	株式交換決議承認株主総会（両社）
平成 20 年 3 月 26 日（水）	市田株式の上場廃止日
平成 20 年 4 月 1 日（火）	株式交換の効力発生日
平成 20 年 5 月 20 日（頃）	株券交付

なお、ツカモトは、本公開買付けに応募予定の市田の特定大株主が保有する市田の普通株式 14,744,798 株に係る議決権の行使に関し、市田の臨時株主総会の基準日現在における株主である当該特定大株主から、本株式交換を承認する旨の同意を得ております。

(2) 株式交換比率

会社名	株式会社ツカモトコーポレーション (株式交換完全親会社)	市田株式会社 (株式交換完全子会社)
株式交換比率	1	0.5
株式交換により発行する新株式数	未定	

(注) 株式の割当て比率

市田の普通株式 1 株に対してツカモトの普通株式 0.5 株を割当交付する予定です。但し、本公開買付けによりツカモトが買付けた市田の普通株式を含むツカモトが保有する市田の普通株式については、割当て交付いたしません。従いまして、本公開買付けにてツカモトが取得する市田の普通株式数により交付新株式数は変動します。

(3) 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

①算定の基礎及び経緯

ツカモトは株式交換比率の参考となるべき両社の 1 株当たり株式価値の比率算定につき、第三者算定人であるみらいコンサルティング株式会社に、市田は第三者算定人である PwC アドバイザリー株式会社に依頼し、その算定の結果を参考として当事者間で協議した結果、上記のとおり合意いたしました。

みらいコンサルティング株式会社は、ツカモトについては市場株価平均法、DCF 方式、修正簿価純資産価額方式、類似会社比準方式に基づき株式価値評価を行いました。

- A) 市場株価平均法では、ツカモトの評価基準日を平成 19 年 12 月 21 日として、株価及び取引量を勘案のうえ、1 ヶ月間平均および 3 ヶ月間平均で株式価値を評価し、1 株当たりの株式価値を 163 円～171 円と算定いたしました。
- B) DCF 方式では、ツカモトが将来獲得することを期待されるキャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価し、1 株当たりの株式価値を 491 円～682 円と算定いたしました。
- C) 修正簿価純資産価額方式では、ツカモトの平成 19 年 9 月 30 日現在における連結貸借対照表の資産および負債につき、その帳簿価額を基準としつつ、合理的な修正を行い、その資産と負債の差額である純資産価額で評価し、1 株当たりの株式価値を 265 円と算定いたしました。
- D) 類似会社比準方式では、ツカモトと事業および規模が類似している上場企業の事業価値に対する EBITDA 乗数、経常利益乗数および純資産乗数を求め、その比較を通じてツカモトの株式価値を評価し、1 株当たりの株式価値を 53～288 円と算定いたしました。

市田については以下のとおり、市場株価平均法、DCF 方式および修正簿価純資産価額方式に基づき株式価値評価を行いました。

- A) 市場株価平均法では、市田の評価基準日を平成 19 年 12 月 21 日として、株価及び取引量を勘案のうえ、1 ヶ月間平均及び 3 ヶ月間平均で株式価値を評価し、1 株当たりの株式価値を 105 円～114 円と算定いたしました。
- B) DCF 方式では、市田が将来獲得することを期待されるキャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価し、1 株当たりの株式価値を 20 円～41 円と算定いたしました。
- C) 修正簿価純資産価額方式では、市田の平成 19 年 9 月 30 日現在における連結貸借

対照表の資産および負債につき、その帳簿価額を基準としつつ、爾後の不動産売却による影響等を勘案した合理的な修正を行い、その資産と負債の差額である純資産価額で評価し、1株当たりの株式価値を61円と算定いたしました。

以上の算定方式・数値を踏まえ、みらいコンサルティング株式会社は、上記各方式による算定数値を加重平均した結果、両社の株式交換比率を1:0.37～1:0.5と算定いたしました。

なお、みらいコンサルティング株式会社は、ツカモトの取締役会が株式交換比率を検討する際の参考資料に供される目的で第三者機関として株式交換比率算定書を作成し、ツカモトへ提出しております。従いまして、みらいコンサルティング株式会社の算定結果及び株式交換比率算定書は、本株式交換の株式交換比率の公正性に関する意見を表明するものではありません。

PwCアドバイザリー株式会社は、ツカモト株式会社については東京証券取引所に上場されていることから市場株価基準方式(計算対象期間は平成19年12月20日までの3ヶ月間、1ヶ月間及び1週間の各取引日終値平均)を採用して分析を実施しました。市田株式会社については東京証券取引所に上場されていることから市場株価基準方式(計算対象期間は平成19年12月20日までの3ヶ月間、1ヶ月間及び1週間の各取引日終値平均)を採用するとともに、DCF方式及び時価純資産方式を採用して分析を実施しました。各評価方法による市田の普通株式1株に対するツカモトの普通株式の割当株式数の算定結果は下記のとおりです。

評価手法	株式交換比率の評価レンジ
市場株価基準方式	0.61～0.67
DCF方式	0.33～0.41
時価純資産方式	0.36～0.49

なお、PwCアドバイザリー株式会社は、市田の取締役会が株式交換比率を検討する際の参考資料に供される目的で第三者機関として株式交換比率算定書を作成し、市田へ提出しております。従いまして、PwCアドバイザリー株式会社の算定結果及び株式交換比率算定書は、本株式交換の株式交換比率の公正性に関する意見を表明するものではありません。

なお、本株式交換に際して、市田の株主は、市田が平成20年2月28日に開催予定の本株式交換契約承認に係る臨時株主総会に先立って本株式交換に反対する旨を市田に通知し、かつ、当該臨時株主総会において本株式交換に反対した場合、本株式交換の効力発生日の20日前の日(平成20年3月12日(予定))から効力発生日の前日(平成20年3月31日(予定))までに株式買取請求を行うことができますが、この場合の1株当たりの買取価格は、市田の市場株価の動向等により、本公開買付けの買付価格又は本株式交換により対象者の株主が受領する経済的価値と異なることがあります。本公開買付け、本株式交換又は本株式交換に際しての株式買取請求に係る税務上の取扱いについては、各自の税務アドバイザーにご確認いただきますようお願いいたします。

②算定機関との関係

みらいコンサルティング株式会社及びPwCアドバイザリー株式会社は、ツカモトおよび市田の関連当事者には該当いたしません。

(4)市田の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

市田が発行している新株予約権は、本株式交換効力発生日までに当該新株予約権者から有償にて市田が取得・消却する予定です。なお、新株予約権付社債については発行しておりません。

(5) 株式交換に関する条件

本株式交換は、本公開買付けの成立を条件といたします。従いまして、本公開買付けにおいて応募株券等の数の合計が買付予定株式数に満たない場合は、ツカモトは応募株券等の買付けを行いませんので、その場合は本公開買付けが成立せず、株式交換も行われません。

IV. 当事会社の概要（平成 19 年 9 月 30 日現在）

(1) 商号	株式会社ツカモトコーポレーション	市田株式会社
(2) 事業内容	和装事業（和装関連商品の加工及び販売） 洋装事業（洋装関連商品の加工及び販売） 陳列用器具の賃貸業（陳列用器具の賃貸及び販売と内装仕上工事） 建物賃貸業（建物の賃貸） その他の事業（その他）	和装事業（きもの・和装小物） ホームファニッシング事業（ホームファニッシング製品） 宝飾事業（宝飾品） その他の事業
(3) 設立年月日	大正 9 年 1 月 5 日	大正 7 年 1 月 25 日
(4) 本店所在地	東京都中央区日本橋本町 1 丁目 6 番 5 号	東京都中央区日本橋浜町一丁目 12 番 9 号
(5) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 瀬川 健次	代表取締役社長 古結 俊博
(6) 資本金	2,829 百万円（連結）	1,449 百万円（連結）
(7) 発行済株式数	32,321,317 株	31,768,655 株
(8) 純資産	11,760 百万円（連結）	452 百万円（連結）
(9) 総資産	33,275 百万円（連結）	9,729 百万円（連結）
(10) 決算期	3 月 31 日	3 月 31 日
(11) 従業員数	497 名（連結）	214 名（連結）
(12) 主要取引先	三越 西武百貨店 イオン	三越 高島屋 伊勢丹
(13) 大株主及び持株比率	明治安田生命保険相互会社 7.45% (株)三菱東京 UFJ 銀行 4.20% (株)三井住友銀行 3.59% (株)みずほ銀行 3.49% ツカモト共栄会 3.37%	フェニックス・キャピタル(株) 市田 T K 口 20.09% ジャパン・リカバリー・ファンド (業務執行組合員 フェニックス・キャピタル(株)) 17.88% フェニックス・キャピタル株式会社 市田 P C 口 8.43% 日本証券金融(株) 3.00% 市田取引先持株会 2.87%
(14) 主要取引銀行	(株)三菱東京 UFJ 銀行 (株)みずほ銀行 (株)三井住友銀行	(株)三菱東京 UFJ 銀行 (株)三菱 UFJ 信託銀行 農林中央金庫
(15) 当事会社間の関係等	資本関係	ツカモトは市田の株式を 15,336 株保有しております
	人的関係	該当事項はありません
	取引関係	該当事項はありません
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません

(16) 最近3年間の業績
(連結)

(単位：百万円)

決算期	株式会社ツカモトコーポレーション			市田株式会社		
	平成17年 3月期	平成18年 3月期	平成19年 3月期	平成17年 3月期	平成18年 3月期	平成19年 3月期
売上高	29,862	30,088	30,058	17,779	17,088	15,407
営業利益	1,247	1,294	1,083	65	315	70
経常利益	1,162	1,270	1,089	38	286	39
当期純利益 又は当期純損失(△)	217	455	219	26	236	△244
1株当たり当期純利益又は 当期純損失(△)(円)	7.55	15.84	7.44	0.93	8.17	△8.39
1株当たり純資産(円)	239.26	324.09	275.80	25.08	27.73	27.09

(単体)

(単位：百万円)

決算期	株式会社ツカモトコーポレーション			市田株式会社		
	平成17年 3月期	平成18年 3月期	平成19年 3月期	平成17年 3月期	平成18年 3月期	平成19年 3月期
売上高	1,309	1,247	1,263	16,809	16,073	14,458
営業利益	195	159	176	33	239	20
経常利益	238	207	218	73	273	100
当期純利益 又は当期純損失(△)	240	133	41	79	240	△173
1株当たり当期純利益又は 当期純損失(△)(円)	8.33	4.62	1.40	2.76	8.32	△5.94
1株当たり配当金(円)	2.00	3.00	3.00	—	—	—
1株当たり純資産(円)	202.60	275.65	223.96	14.58	17.02	19.45

V. 株式交換後の状況

(1) 商号

本株式交換後も両社とも商号の変更はありません。

(2) 事業内容

当事会社2社各々の事業内容、本店所在地、代表者については「IV. 当事会社の概要」に記載の内容から変更ありません。

(3) 資本金及び資本準備金の額

資本金：本株式交換に際し、両社とも資本金は増加しません。

資本準備金：本株式交換の直前のツカモトの資本準備金の額と株主払込資本変動額（会社計算規則第68条に定めるものをいう。）の合計額になります。

(4) 統合後（平成20年4月1日以降）の役員

統合後のツカモトの役員に関しては変更の予定はありません。

(5) 会計処理の概要

のれん代等の金額は現時点では判明しておりません。今後判明次第お知らせいたします。

(6) 業績への影響の見通し

市田は、本公開買付けの結果によってはツカモトの連結子会社となる可能性があり、また、本株式交換により平成20年4月から始まる事業年度よりツカモトの連結子会社となる予定です。これにより市田の売上高、営業利益等ツカモトの連結業績に反映されることとなります。つきましては、株式交換後の業績への影響、事業の見通し及び組織体制等につきまして、今後判明又は決定次第お知らせいたします。

以 上